

## 希少な野生動植物種の取扱いの制度

### 希少な野生動植物種

#### 輸出入の規制 (ワシントン条約)

絶滅のおそれがあり、輸出入の影響を受けている野生動植物種を3段階（附属書I・II・III）に分類し、それぞれの輸出入を規制しています。



#### 国内での取扱い (種の保存法)

附属書I掲載種について、販売・頒布目的の陳列と譲渡し等は原則禁止されています。ただし一定の手続きを経て、個体等を登録することで陳列や譲渡し等が可能になります。

#### ワシントン条約

#### ← 輸出入の規制

**正式名称:** 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（英文標記の頭文字を取って、CITES（サイテス）とも呼ばれます）

**概要:** 国際取引による過度な利用から野生動植物種を守るため、国際間の輸出入の規制等が求められ、1973年に米国ワシントンで採択され、日本では1980（昭和55）年11月に発効した条約です。

#### 種の保存法

#### ← 国内での取扱い

**正式名称:** 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

**概要:** 国内外の希少な野生動植物種の保全を体系的に図るために、1993（平成5）年に施行されました。絶滅のおそれのある野生動植物を希少野生動植物種に指定し、捕獲・譲渡の規制および生息地等保護のための規制などを行っています。

## 参考となるホームページ及び問い合わせ先

### ワシントン条約について

#### ●CITES事務局（英文）

<http://www.cites.org/>

#### ●条約の概要

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kanky/jyoyaku/wasntn.html>

#### ●CITES附属書掲載種一覧

##### ・動物

[http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites\\_regulation/img/cites\\_appendice\\_animal.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites_regulation/img/cites_appendice_animal.pdf)

##### ・植物

[http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites\\_regulation/img/cites\\_appendice\\_plant.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites_regulation/img/cites_appendice_plant.pdf)

### 種の保存法について

#### ・解説

<http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/index.html>

#### ・問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課（代表：03-3581-3351）

### 個体等の登録手続きについて

#### ・概要

[http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/transfer/sys\\_regi.pdf](http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/transfer/sys_regi.pdf)

#### ・問い合わせ先（登録機関）

（財）自然環境研究センター（03-5824-0953）

### 輸出入について

#### ・概要

[http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites\\_top\\_page.htm](http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm)

#### ・問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（代表：03-3501-1511）

# 希少な 野生動植物種を 飼育・販売される皆さんへ

希少な野生動植物種を取り扱うための  
制度をご存じですか？



アジアアロワナ (附属書I)



コバタン (附属書I)



コモノスガメ (附属書I)



オオバタン (附属書I)